

1 いじめ防止に対する本校の考え方

いじめが、いじめを受けた生徒等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止に積極的かつ効果的に取り組み、生徒等が健やかに成長することができる環境をつくることとする。

いじめ防止等のための方策は、生徒等が自らいじめが絶対許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの被害者となることのない環境を整えることを基本として行われるものとする。学校はいじめ防止に取り組むとともに早期発見・早期対応に努め、いじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。